

公共事業改革（評価のあり方）*

森杉 壽芳**

by Hisayoshi Morisugii

1. はじめに

日本の行政史上初めて当事者ではなく、外部の人による公共事業の再評価が実施された。これは政府の説明責任、情報開示、透明性の推進という観点からは、注目に値する社会実験である。その再評価の事後評価については、地方公共団体、政府および公団ともまだ発表していないが、ここでは、個人的に参加した経験にもとづき、公共事業の評価のあり方を探る。

2. 再評価対象事業と再評価委員会

今回の再評価の対象事業は、公共事業担当4省庁、公共事業担当の公社公団、都道府県および政令都市の公共事業担当部局の所管する事業であり、具体的には、事業認可後5年以上着手されていない事業および事業着手後10年以上経過しても供用が開始されていない事業である。このため、各部局に10名弱の学識経験者からなる再評価委員会が組織され、ここで、事業の継続または中止（休止）の判断を行っている。新聞報道によると、全国の都道府県で、約1%の事業に対して中止（休止）の勧告がなされており、委員会の態度は及び腰であったと、批判している。

委員会での具体的な審議の概要は、以下の通りである。まず、事務局より、道路、河川、土砂災害、公園、下水、林道、漁港などのように部門ごとの対象となる事業の一覧表が示され、この中から、詳細審査の対象とする事業を選出することになる。これは、すべての事業を詳細に審査することは、時間的にも労力的にも不可能に近いためである。そして、選出した事業について、事業の概要、進捗状況、事業を取り巻く社会環

境、費用便益分析結果、代替案の検討、コスト削減策を記載した資料に基づく説明を受け、討議の上、委員会の見解を決定することになる。委員会そのものの公開の程度は、部局によって異なる。委員会そのものを公開とし、聴講を認めている場合もあれば、委員会そのものの討議は非公開であるが、委員会で討議された資料と委員会の結論については、公開としている場合もある。しかし、全国的に見て、ほとんど全ての委員会が上記2つの程度の公開性を行っているものと思われる。

3. 問題点

さて、今回の事業評価方式における問題点をまとめてみると以下ようになる。

3. 1. 事業の抽出方法

第1に詳細審査の対象とする事業の抽出方法である。多くの委員会では、一覧表に記載されている事業のうちで、進捗率が低く、総事業費が大きく、費用便益比が低い、などを参考に選出したものと思われる。しかし、1委員としては、本当に選出した事業でよいのか、という不安がつきまとったことは否めない。たとえば、広報やホームページなどを利用して、詳細審査を望む世論の声を吸い上げる方法もあり得るものと思われる。事実、ある政党のパンフにはこれこれの事業は税金の無駄遣いであるとのキャンペーンを行っていた。このような間接的な提案を含めて、世論からの再審査対象事業の提案が今後望まれる。もちろん、委員会としては、その全てを取り上げる必要があるとは思わないが、抽出に当たっては重要な情報とすることができる。

3. 2. 社会情勢に関する情報開示

第2に事業を取り巻く社会情勢に関する事務局の記述である。たとえば、道路であれば、交通量、現道

*keywords：公共事業再評価、公共事業、費用・効果分析、

**フェロー、工博、東北大学大学院情報科学研究科

(〒980-8579 仙台市青葉区、TEL 022(217)7498、FAX 022(217)7500)

の状況、周辺住民の要望、河川事業であれば、過去の洪水や渇水の発生状況などについては、新聞報道や現地写真などを使い、わかりやすく説明されていたと判断している。しかし、地元の市町村長の見解、反対住民運動の有無、大きな環境問題の有無などについては、ほとんどふれられていなかったと言わざるを得ない。もちろん、担当者としては、このような事業推進に直接間接障害になる事項を詳しく報告することには消極的にならざるを得ない。このような情報の開示を阻害する要因を克服するためにも、広く世論にその事業の実体に関する情報の提供を促す仕組みが必要であるものと痛感した次第である。

3. 3 費用便益分析

第3は費用便益分析であり、ここには多くの重要な課題がある。

第1に現状では、多くの事業について、費用便益分析にマニュアルが整備されていない点である。筆者の知る限り、曲がりなりにも、道路、鉄道、河川、海岸、下水、港湾事業、各種農林関連事業に関しては整備されているが、他の事業に関しては、未整備である。このため、未整備な事業については、その効果に関する定性的な記述すらもないことになってしまう。マニュアルの未整備な事業についても、一般的に考えられる効果を記述し、そのうちで、貨幣タームでは計測が困難でも定量的に計測が可能なものについては計量的に示し、困難な項目については定性的にでも記述するという基本方針であるべきであると考ええる。

第2に、マニュアルの整備された事業には、費用便益分析の結果が記載されているが、その背景にあるデータに関する記述がほとんどないため、結果の妥当性を判断することを著しく困難にしている。マニュアルによっては、結果のまとめとして、被災確率の想定、交通量、将来人口、関連地域の土地利用状況、原単位などに関してはとりまとめるように指示している場合もある。より信頼を得るようなバックアップデータの開示が必要である。

第3にこの分野は、特に専門性を必要とする分野であるから、必要ならば、この分野の専門家を委員として特名し、事前に審査をした上で委員会に提出するという仕組みも検討に値するものと思われる。

3. 4. 代替案の検討とコスト削減策

第4は、代替案の検討とコスト削減策である。この

項目は、現計画と同じ効果を生むと思われる代替案を提示し、それぞれの事業費の概算を行い、事業費の比較により、現計画の妥当性を検討することおよび現計画のコスト削減策の検討を意図している。たとえば、ダム事業の場合には、引き堤、河道掘削、放水路、堤防嵩上げなどが、代替案として提示されることになる。この例からも分かるように、これらの代替案の詳細な検討は、高度の専門的知識を必要とし、かつ、その検討には多くの時間と労力を必要とする。このため、現行の委員会方式で、代替案の正確な検討をすることは不可能に近い。この項目も、上述の費用便益分析と同様に特命委員制導入も検討に値するものと考えられる。

4. おわりに

以上のように、改善の余地はあるものの、今回の公共事業再評価の試みは、評価のあり方に多くの教訓を与えたこと、さらに説明責任、情報の開示と言う点で、一歩前進したと評価したい。

(注；3月20日のE-mail原稿を本人の了解を得て、掲載。ただし、見出しは柏谷が付けている)